

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 3
- 収納事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 4
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 15

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局中央卸売市場】 16
- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 19
- 北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査の受付方法等【技術監理局契約部契約制度課】 20
- 北九州市が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の受付方法等【技術監理局契約部契約制度課】 23
- 北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の受付方法の変更【技術監理局契約部契約制度課】 26
- 北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査の受付方法の変更【技術監理局契約部契約制度課】 28
- 北九州市が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の受付方法の変更【技術監理局契約部契約制度課】 30
- 特定調達契約の相手方の決定【総務局人事部給与課】 32

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 33

- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道計画課】 3 4
- 北九州市上下水道局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の受付方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 3 5
- 北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査の受付方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 3 8
- 北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の受付方法の変更【上下水道局総務経営部経営企画課】 4 1
- 北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査の受付方法の変更【上下水道局総務経営部経営企画課】 4 3
- 北九州市上下水道局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の受付方法の変更【上下水道局総務経営部経営企画課】 4 5

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の受付方法等【交通局総務経営課】 4 7
- 北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査の受付方法等【交通局総務経営課】 5 0
- 北九州市交通局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の受付方法の変更【交通局総務経営課】 5 3
- 北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査の受付方法の変更【交通局総務経営課】 5 5
- 北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の受付方法の変更【交通局総務経営課】 5 7

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査の受付方法等【公営競技局総務課】 5 9
- 北九州市公営競技局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の受付方法等【公営競技局総務課】 6 2
- 北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の受付方法の変更【公営競技局総務課】 6 5
- 北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査の受付方法の変更【公営競技局総務課】 6 7
- 北九州市公営競技局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の受付方法の変更【公営競技局総務課】 6 9

北九州市告示第 258 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 2 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

志井第一町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	垣本敬二	北九州市小倉南区大字志井 1 9 3 4 番地
変更後	山崎 脞	北九州市小倉南区大字志井 2 5 8 番地

3 変更年月日

平成 31 年 4 月 7 日

北九州市告示第 259 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 5 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市保育料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者	施設等の所在地	施設等の名称	委託期間
日笠智子	北九州市門司区上馬寄一丁目 5 番 2 号	花かご保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
大沼顕隆	北九州市門司区大字大積 8 3 7 番地	ルンビニー保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
松本由紀子	北九州市門司区恒見町 2 3 番 1 号	恒見保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
佐保光子	北九州市門司区大里戸ノ上三丁目 9 番 2 6 号	萩ヶ丘保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
上瀧美絵	北九州市門司区下二十町 1 番 2 8 号	大川保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
藤富真英	北九州市門司区白野江三丁目 2 1 番 1 4 号	白野江保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
犬塚博文	北九州市門司区不老町二丁目 2 番 2 5 号	門司保育所（みどり園）	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
嶋田崇秀	北九州市門司区大里東四丁目 1 1 番 1 1 号	広済寺保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
矢鳴哲雄	北九州市門司区別院 6 番 4 8 号	鎮西保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
西 敏昭	北九州市門司区大里本町一丁目 6 番 1 3 号	西光保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
濱田美千代	北九州市門司区清滝一丁目 8 番 5 号	みなと保育所	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
平野宏美	北九州市門司区南	すみれ保育所	令和 2 年 4 月 1

	本町 3 番 2 号		日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
明神てるみ	北九州市門司区清 滝五丁目 3 番 5 号	清滝保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
林田裕子	北九州市門司区東 本町二丁目 4 番 7 号	古城保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
永江晴美	北九州市門司区藤 松二丁目 2 番 3 6 号	藤松保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
吉岡優子	北九州市門司区清 見三丁目 1 番 2 4 号	新栄はやとも保育 園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
村岡佳代子	北九州市小倉北区 新高田一丁目 1 0 番 3 号	おぐまの保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
野田由美	北九州市小倉北区 馬借一丁目 7 番 1 号	小倉北ふれあい保 育所（乳児部）	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
酒井義秀	北九州市小倉北区 馬借一丁目 7 番 1 号	小倉北ふれあい保 育所（夜間部）	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
岡村信久	北九州市小倉北区 長浜町 2 番 2 7 号	長浜保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
山岡聖名子	北九州市小倉北区 下到津三丁目 7 番 3 6 号	到津乳児保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
仁保圭子	北九州市小倉北区 上富野三丁目 3 番 2 8 号	あおば乳児保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
山下藹子	北九州市小倉北区 金田一丁目 1 番 1 0 号	金田保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
玉中好美	北九州市小倉北区 緑ヶ丘一丁目 8 番 1 4 号	光沢寺保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
鷹取和教	北九州市小倉北区 三郎丸二丁目 9 番 3 号	三郎丸保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
室田尚子	北九州市小倉北区	貴船保育園	令和 2 年 4 月 1

	貴船町9番5号		日から令和3年 3月31日まで
林田猛利	北九州市小倉北区 明和町3番8号	キンダーポート保 育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
酒井光義	北九州市小倉北区 神岳二丁目10番 31号	神岳保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
飯盛絹枝	北九州市小倉北区 三萩野一丁目12 番24号	片野保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
日野信子	北九州市小倉北区 砂津二丁目11番 41号	西教寺保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
花田喜久代	北九州市小倉北区 井堀二丁目7番1 号	井堀保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
千手万紀子	北九州市小倉北区 高坊一丁目7番3 号	高坊保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
黒田幸裕	北九州市小倉北区 昭和町16番3号	れんげの花保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
黒田玲子	北九州市小倉北区 三萩野二丁目8番 18号	れんげ心の花保育 園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
梶原嘉人	北九州市小倉北区 足原一丁目7番1 号	足原だきしめ保育 園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
竹内浩二	北九州市小倉北区 中井二丁目4番3 号	光沢寺第二保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
後藤伸子	北九州市小倉北区 弁天町10番1号	清水保育所	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
森 陽子	北九州市小倉北区 金鶏町5番33号	到津保育所	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
沖川美司子	北九州市小倉北区 上富野三丁目18 番7号	上富野保育所	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
山形まり子	北九州市小倉北区	三萩野保育園	令和2年4月1

	明和町5番9号		日から令和3年 3月31日まで
石井美和子	北九州市小倉北区 南丘二丁目15番 1号	南丘保育所	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
毛利多美恵	北九州市小倉北区 泉台一丁目11番 24号	篠崎保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
中尾春子	北九州市小倉北区 西港町30番6号	北九州ソレイユ保 育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
深堀和枝	北九州市小倉北区 堅町二丁目2番1 6号	新栄たてまち保 育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
本田恵美子	北九州市小倉北区 山門町5番1号	さわやかあだちの もり保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
澁谷邦子	北九州市小倉南区 北方二丁目16番 10号	北方保育所	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
下原佳貴	北九州市小倉南区 横代北町一丁目5 番20号	あさひ保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
加来秀徳	北九州市小倉南区 長行東三丁目13 番17号	双葉保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
宇津郁子	北九州市小倉南区 上吉田三丁目18 番1号	白鳩保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
藤上良裕	北九州市小倉南区 企救丘四丁目13 番1号	きくが丘保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
城戸明子	北九州市小倉南区 徳力団地1番1号	広徳保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
町田義典	北九州市小倉南区 津田新町一丁目4 番26号	曾根保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
村上 恵	北九州市小倉南区 八幡町11番7号	みのり保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
村上祐子	北九州市小倉南区	専城乳児保育園	令和2年4月1

	城野四丁目5番2 1号		日から令和3年 3月31日まで
北野哲也	北九州市小倉南区 沼緑町二丁目1番 39号	あけぼの保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
有野俊文	北九州市小倉南区 大字山本346番 地の3	おぶね保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
日野正照	北九州市小倉南区 中曽根一丁目7番 2号	ひかり保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
橘原淳信	北九州市小倉南区 北方二丁目20番 17号	光法保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
山崎啓子	北九州市小倉南区 隠蓑5番10号	こじか保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
伊賀良昌宏	北九州市小倉南区 富士見一丁目5番 38号	花園保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
仁科博光	北九州市小倉南区 守恒二丁目6番1 号	守恒保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
平井栄二	北九州市小倉南区 朽網東一丁目9番 38号	朽網保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
森山直哉	北九州市小倉南区 横代南町四丁目3 番1号	高倉保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
深川教真	北九州市小倉南区 大字新道寺149 番地の1	竜光保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
古野紀子	北九州市小倉南区 湯川五丁目10番 33号	聖母園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
樋上敬子	北九州市小倉南区 上葛原一丁目12 番25号	日豊保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
田中敏也	北九州市小倉南区 中曽根東四丁目1 9番8号	大浜保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
藤井英和	北九州市小倉南区	三ッ葉保育園	令和2年4月1

	中吉田一丁目18番7号		日から令和3年3月31日まで
河野智子	北九州市小倉南区志徳二丁目1番8号	ゆたか保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
山上文枝	北九州市小倉南区津田一丁目13番10号	みずほ野保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
名越美由紀	北九州市小倉南区重住一丁目8番20号	城野保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
中村亜希	北九州市小倉南区若園二丁目4番15号	若園保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
中村久美子	北九州市小倉南区北方三丁目16番24号	北方なかよし保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
水野圭子	北九州市小倉南区葛原本町一丁目13番8号	葛原保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
吉川文子	北九州市小倉南区曾根北町4番33号	曾根ソレイユ保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
石橋郁子	北九州市若松区古前一丁目28番17号	古前保育所	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
有田美加	北九州市若松区今光一丁目19番25号	石峰保育所	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
伊高繁男	北九州市若松区東二島二丁目16番6号	日吉保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
松山真道	北九州市若松区大字安屋2437番地	松美保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
植山敏泰	北九州市若松区高須南五丁目2番30号	高須保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
松尾副充	北九州市若松区畠田三丁目1番50号	鴨生田保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
小野久美子	北九州市若松区大	大鳥居保育園	令和2年4月1

	字大鳥居 1 7 番地の 1		日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
朝井由紀子	北九州市若松区二島三丁目 3 番 5 9 号	二島保育所	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
山本めぐみ	北九州市若松区深町一丁目 1 3 番 1 9 号	深町どんぐりのもり保育所	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
池内文恵	北九州市若松区西園町 1 2 番 6 号	あおぞら保育所	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
永松貴美恵	北九州市若松区大字乙丸 1 6 5 1 番地の 1 4	花乃路保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
橘原義晃	北九州市若松区塩屋三丁目 2 1 番 1 号	ひびきの保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
八谷みゆき	北九州市八幡東区祇園一丁目 5 番 1 号	八幡東さくら保育所	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
石井 縁	北九州市八幡東区中尾三丁目 5 番 1 1 号	高槻保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
松田トシ子	北九州市八幡東区槻田一丁目 4 番 5 0 号	ふたば保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
金子裕美子	北九州市八幡東区大蔵三丁目 2 番 1 8 号	杉の実保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
岡部晶子	北九州市八幡東区天神町 3 番 2 号	小百合保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
西山かおり	北九州市八幡東区春の町四丁目 3 番 8 号	春の町保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
金原ひとみ	北九州市八幡東区山王二丁目 1 8 番 8 号	つばさ保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
重國 香	北九州市八幡東区祝町一丁目 1 3 番 3 号	大蔵保育園	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
岡本エミ子	北九州市八幡東区	中央しおり保育園	令和 2 年 4 月 1

	中央二丁目10番 8号		日から令和3年 3月31日まで
村尾美代子	北九州市八幡西区 陣原三丁目23番 9号	陣原保育所	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
中島睦世	北九州市八幡西区 三ヶ森四丁目4番 1号	旭ヶ丘保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
西町凌子	北九州市八幡西区 本城東三丁目2番 35号	マリア保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
田中信一郎	北九州市八幡西区 幸神四丁目4番1 2号	幸神保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
夜部辰巳	北九州市八幡西区 中須二丁目3番1 7号	さかえ保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
川之上正	北九州市八幡西区 山寺町1番18号	熊西保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
金原秀樹	北九州市八幡西区 塔野一丁目2番7 号	塔野保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
後根泰定	北九州市八幡西区 藤田一丁目5番2 8号	藤田保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
江田正行	北九州市八幡西区 陣山三丁目9番2 8号	光保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
園田千奈美	北九州市八幡西区 町上津役西四丁目 9番50号	済美保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
西澤満子	北九州市八幡西区 則松六丁目7番2 1号	則松保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
橘原智司	北九州市八幡西区 千代ヶ崎二丁目1 2番24号	本城西保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
上原 剛	北九州市八幡西区 浅川二丁目17番 37号	浅川保育園	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
江上由美	北九州市八幡西区	若竹保育園	令和2年4月1

	本城東一丁目10番21号		日から令和3年3月31日まで
阿部大吾	北九州市八幡西区池田二丁目3番26号	池田保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
鷺峰小百合	北九州市八幡西区大字野面1283番地	杉の子保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
光本直美	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目5番53号	木屋瀬保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
新川友明	北九州市八幡西区岩崎二丁目7番1号	岩崎保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
山本文雄	北九州市八幡西区香月西二丁目4番35号	聖愛保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
坂井浩司	北九州市八幡西区若葉二丁目18番1号	引野保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
羽田昌信	北九州市八幡西区東鳴水二丁目12番34号	鳴水保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
宮原健輔	北九州市八幡西区大浦二丁目14番7号	栄美保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
加来賢大	北九州市八幡西区里中二丁目17番4号	いちご保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
鈴木富美子	北九州市八幡西区青山一丁目7番50号	萩原保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
瀬戸口晃子	北九州市八幡西区光明二丁目5番27号	折尾丸山保育所	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
姫野裕子	北九州市八幡西区真名子一丁目11番20号	楠橋保育所	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
古場宏子	北九州市八幡西区紅梅一丁目4番1号	あじさい保育所	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
松原真三枝	北九州市八幡西区	永犬丸保育所	令和2年4月1

	八枝三丁目8番1号		日から令和3年3月31日まで
坂田里美	北九州市八幡西区茶屋の原四丁目20番15号	うさぎ保育所	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
石川清隆	北九州市八幡西区則松二丁目9番1号	東筑保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
仁井純子	北九州市八幡西区町上津役東一丁目7番21号	新栄ひまわり保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
山本玲子	北九州市八幡西区別所町13番22号	引野乳児保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
加来香澄	北九州市八幡西区大字本城3383番地1	さくらんぼ保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
小林幾世	北九州市八幡西区鳴水町5番22号	あゆみの森共同保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
柏木幸子	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目3番21号	穴生保育所	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
内田リツ子	北九州市戸畑区千防一丁目1番15号	千防保育所	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
白石弘子	北九州市戸畑区東大谷一丁目13番10号	戸畑保育所（わかば園）	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
平田敬子	北九州市戸畑区中本町12番34号	ナオミ愛児園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
坂本 環	北九州市戸畑区仙水町1番2号	沢見あやめのもり保育所	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
井上清美	北九州市戸畑区中原西二丁目6番13号	中原保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
布住好江	北九州市戸畑区境川二丁目14番9号	さかい川保育園	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
吉川ひろ子	北九州市戸畑区牧	牧山保育園	令和2年4月1

	山一丁目1番4号		日から令和3年 3月31日まで
管谷貴美子	北九州市戸畑区三 六町10番6号	さんろくこどもえ ん	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
荒尾市子	北九州市戸畑区新 川町3番5号	はつねほいくえん	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
室之園郁代	北九州市戸畑区菅 原一丁目5番7号	天籟寺保育所	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで

北九州市告示第 260 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78-10 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の小倉の日明東 1 号岸壁荷さばき地の項中「2, 375.95」を「6, 875.95」に改める。

6 荷さばき施設の上屋の表の小倉の項中

日明 5 号上屋	小倉北区 西港町	鉄骨造平屋 建	1, 500.00	2 級
日明東 1 号上屋	小倉北区 西港町	鉄骨造平屋 建	4, 500.00	1 級

を

日明 5 号上屋	小倉北区 西港町	鉄骨造平屋 建	1, 500.00	2 級
----------	-------------	------------	-----------	-----

に、

日明東 5 号上屋	小倉北区 西港町	鉄骨造及び 鉄筋コンク リート造平 屋建	4, 500.00	1 級
-----------	-------------	-------------------------------	-----------	-----

を

日明東 5 号上屋	小倉北区 西港町	鉄骨造及び 鉄筋コンク リート造平 屋建	4, 500.00	1 級
日明東 6 - A 上屋	小倉北区 西港町	鉄骨造平屋 建	8, 000.00	1 級
日明東 6 - B 上屋	小倉北区 西港町	鉄骨造平屋 建	4, 000.00	1 級

に

改める。

北九州市公告第368号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量
北九州市中央卸売市場電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和2年9月1日から令和3年8月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9
北九州市中央卸売市場
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年6月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項等を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9
北九州市産業経済局中央卸売市場

イ 日時 この公告の日から令和2年7月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年6月24日の午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年6月24日の午後5時までに必着のこと。

(4) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(5) 入札及び開札の場所及び日時等

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 日時 令和2年7月28日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年7月27日午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局中央卸売市場

〒803-0801 北九州市小倉北区西港町94番地の9

電話 093-583-2025

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Electric power supply to Central Wholesale Market

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m., July 28, 2020

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., July 27, 2020

(4) For further information, Please Contact:

Central Wholesale Market, Industry and Economics Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市公告第 369 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
芝生保護材 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 5 月 19 日
- 4 落札者の名称及び住所
コウフ・フィールド株式会社
福岡市博多区東那珂二丁目 19 番 25 号
- 5 落札金額
6, 270 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 2 年 4 月 6 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第370号

令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間において、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項（規則第11条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第4条第4項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

令和2年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和2年7月13日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで及びケからシまでは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

オ 申請業務に関する調書（その３）

カ 使用印鑑届

キ 委任状

ク 印鑑証明書

ケ 業務経歴書

コ 技術者経歴書

サ 北九州市内事業所等調書

シ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和 2 年 9 月 3 0 日までに資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号（北九州市役所 1 5 階）

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第371号

令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間において、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項（規則第9条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第3条第4項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

令和2年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和2年6月22日から同年7月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後8時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまでは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びクは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- キ 営業に関する許認可証の写し
- ク 契約実績経歴書
- ケ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和2年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

令和2年10月1日から令和4年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課
北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2545
FAX 093-582-3113

北九州市公告第372号

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市公告第226号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書（総括表）の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料

- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからタまで及びツは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びテは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書（総括表）の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 労働保険料納入証明書
- ツ 社会保険等関係届出書
- テ 誓約書

北九州市公告第373号

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市公告第227号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

オ 申請業務に関する調書（その3）

カ 使用印鑑届

キ 委任状

ク 印鑑証明書

ケ 業務経歴書

コ 技術者経歴書

サ 北九州市内事業所等調書

シ 北九州市税に係る納税証明書

ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

セ 誓約書

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで及びケからシまでは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

オ 申請業務に関する調書（その3）

カ 使用印鑑届

キ 委任状

ク 印鑑証明書

ケ 業務経歴書

コ 技術者経歴書

サ 北九州市内事業所等調書

シ 誓約書

北九州市公告第 374 号

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 2 年度において行うため、規則第 3 条第 3 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和 2 年 4 月 1 日付北九州市公告第 228 号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和 2 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまでは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びクは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- キ 営業に関する許認可証の写し
- ク 契約実績経歴書
- ケ 社会的責任・社会貢献関係資料

北九州市公告第 375 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
人事給与システム運用保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務局人事部給与課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 2 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ニシコン
北九州市小倉北区京町三丁目 13 番 17 号
- 5 契約金額
3,629 万 5,248 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市上下水道局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
M-173	株式会社谷原	谷原博文	北九州市小倉南区葛原四丁目1番14-1号	令和2年6月1日
F-206	株式会社STサービス	白川貴訓	福岡県糟屋郡新宮町立花口2292番地60	令和2年6月1日

北九州市上下水道局告示第 2 2 号

北九州市下水道条例施行規程（平成 2 4 年北九州市水道局管理規程第 3 7 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 2 年 6 月 1 日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
3 0 3 9	株式会社九栄建設 原 光一郎	北九州市小倉南区大 字貫 1 8 0 6 番地 3	令和 2 年 5 月 3 1 日
3 1 1 4	東洋設備産業 局 豊次郎	北九州市小倉南区徳 力団地 1 1 3 番 3 0 7 号	令和 2 年 5 月 3 1 日
3 1 4 8	株式会社別井設備 別井裕介	北九州市小倉南区上 石田二丁目 1 4 番 3 9 号	令和 2 年 5 月 3 1 日
3 1 5 3	吉田設備工業 吉田澄具	北九州市小倉南区朽 網東三丁目 6 番 1 7 - 1 0 3 号	令和 2 年 5 月 3 1 日
6 1 0 4	猿渡設備工業所 猿渡昭男	北九州市八幡西区上 上津役三丁目 1 8 番 2 0 号	令和 2 年 5 月 3 1 日

北九州市上下水道局公告第69号

令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間において、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条の規定において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項（規則第9条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第3条第4項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

令和2年6月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和2年6月22日から同年7月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後8時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまでは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びクは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

キ 営業に関する許認可証の写し

ク 契約実績経歴書

ケ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和2年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

令和2年10月1日から令和4年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

北九州市上下水道局公告第70号

令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間において、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項（規則第11条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第4条第4項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

令和2年6月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和2年7月13日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで及びケからシまでは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和 2 年 9 月 3 0 日までに資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 0 0

北九州市上下水道局公告第71号

北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市上下水道局公告第37号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い納税の猶予を受ける事業者が増えることが予想されるため、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書（総括表）の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからタまで及びツは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びテは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書（総括表）の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 労働保険料納入証明書
- ツ 社会保険等関係届出書
- テ 誓約書

北九州市上下水道局公告第72号

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市上下水道局公告第38号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い納税の猶予を受ける事業者が増えることが予想されるため、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書（その1）
- エ 申請業務に関する調書（その2）
- オ 申請業務に関する調書（その3）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書

- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで及びケからシまでは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書（その1）
- エ 申請業務に関する調書（その2）
- オ 申請業務に関する調書（その3）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 誓約書

北九州市上下水道局公告第73号

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市上下水道局公告第39号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い納税の猶予を受ける事業者が増えることが予想されるため、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 北九州市税に係る納税証明書

キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ク 営業に関する許認可証の写し

ケ 契約実績経歴書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまでは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びクは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- キ 営業に関する許認可証の写し
- ク 契約実績経歴書
- ケ 社会的責任・社会貢献関係資料

北九州市交通局公告第16号

令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間において、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項（規則第9条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第3条第4項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

令和2年6月1日

北九州市交通局長 池 上 修

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和2年6月22日から同年7月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後8時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまでは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びクは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

キ 営業に関する許認可証の写し

ク 契約実績経歴書

ケ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和2年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

令和2年10月1日から令和4年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市交通局公告第17号

令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間において、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第4号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項（規則第11条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第4条第4項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

令和2年6月1日

北九州市交通局長 池 上 修

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和2年7月13日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで及びケからシまでは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和 2 年 9 月 3 0 日までに資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 0 1

F A X 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 2 2

北九州市交通局公告第18号

北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市交通局公告第9号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い納税の猶予を受ける事業者が増えることが予想されるため、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市交通局長 池上修

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまでは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びクは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- キ 営業に関する許認可証の写し
- ク 契約実績経歴書
- ケ 社会的責任・社会貢献関係資料

北九州市交通局公告第19号

北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第4号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市交通局公告第10号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い納税の猶予を受ける事業者が増えることが予想されるため、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市交通局長 池上修

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

オ 申請業務に関する調書（その3）

カ 使用印鑑届

キ 委任状

ク 印鑑証明書

ケ 業務経歴書

コ 技術者経歴書

サ 北九州市内事業所等調書

- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで及びケからシまでは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書（その1）
- エ 申請業務に関する調書（その2）
- オ 申請業務に関する調書（その3）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 誓約書

北九州市交通局公告第20号

北九州市交通局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第3号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市交通局公告第11号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い納税の猶予を受ける事業者が増えることが予想されるため、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市交通局長 池 上 修

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書（総括表）の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからタまで及びツは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びテは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書（総括表）の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 労働保険料納入証明書
- ツ 社会保険等関係届出書
- テ 誓約書

北九州市公営競技局公告第10号

令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間において、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第10号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項（規則第11条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第4条第4項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

令和2年6月1日

北九州市公営競技局長 上野孝司

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和2年7月13日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで及びケからシまでは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和 2 年 9 月 3 0 日までに資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0

F A X 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6

北九州市公営競技局公告第11号

令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間において、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項（規則第9条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第3条第4項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

令和2年6月1日

北九州市公営競技局長 上野孝司

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和2年6月22日から同年7月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後8時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまでは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びクは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

キ 営業に関する許認可証の写し

ク 契約実績経歴書

ケ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和2年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

令和2年10月1日から令和4年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476

北九州市公営競技局公告第12号

北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市公営競技局公告第5号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い納税の猶予を受ける事業者が増えることが予想されるため、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市公営競技局長 上野孝司

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書（総括表）の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからタまで及びツは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びテは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書（総括表）の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 労働保険料納入証明書
- ツ 社会保険等関係届出書
- テ 誓約書

北九州市公営競技局公告第13号

北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第10号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市公営競技局公告第6号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い納税の猶予を受ける事業者が増えることが予想されるため、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市公営競技局長 上野孝司

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書（その1）
- エ 申請業務に関する調書（その2）
- オ 申請業務に関する調書（その3）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書

- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで及びケからシまでは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

オ 申請業務に関する調書（その3）

カ 使用印鑑届

キ 委任状

ク 印鑑証明書

ケ 業務経歴書

コ 技術者経歴書

サ 北九州市内事業所等調書

シ 誓約書

北九州市公営競技局公告第14号

北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和2年度において行うため、規則第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等について、令和2年4月1日付北九州市公営競技局公告第7号にて公告を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い納税の猶予を受ける事業者が増えることが予想されるため、申請書の受付方法のうち提出書類について次のとおり変更する。

令和2年6月1日

北九州市公営競技局長 上野孝司

1 申請書の受付方法のうち提出書類

(1) 変更前

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 北九州市税に係る納税証明書

キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ク 営業に関する許認可証の写し

ケ 契約実績経歴書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(2) 変更後

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまでは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びクは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- キ 営業に関する許認可証の写し
- ク 契約実績経歴書
- ケ 社会的責任・社会貢献関係資料